



大切な緑を火災から
守りましょう。

令和7年版 山火事防止普及啓発マップ

岩手県山火事防止対策推進協議会

- ひとたび山火事が発生すると、長い時間をかけて育った森林が一瞬で失われます。
- 山火事の多くは、ちょっとした火の取扱いの不注意が原因で発生しています。
- このマップを参考に、少しでも山火事の発生を減らすよう、一人ひとりの山火事防止意識を高めていきましょう。

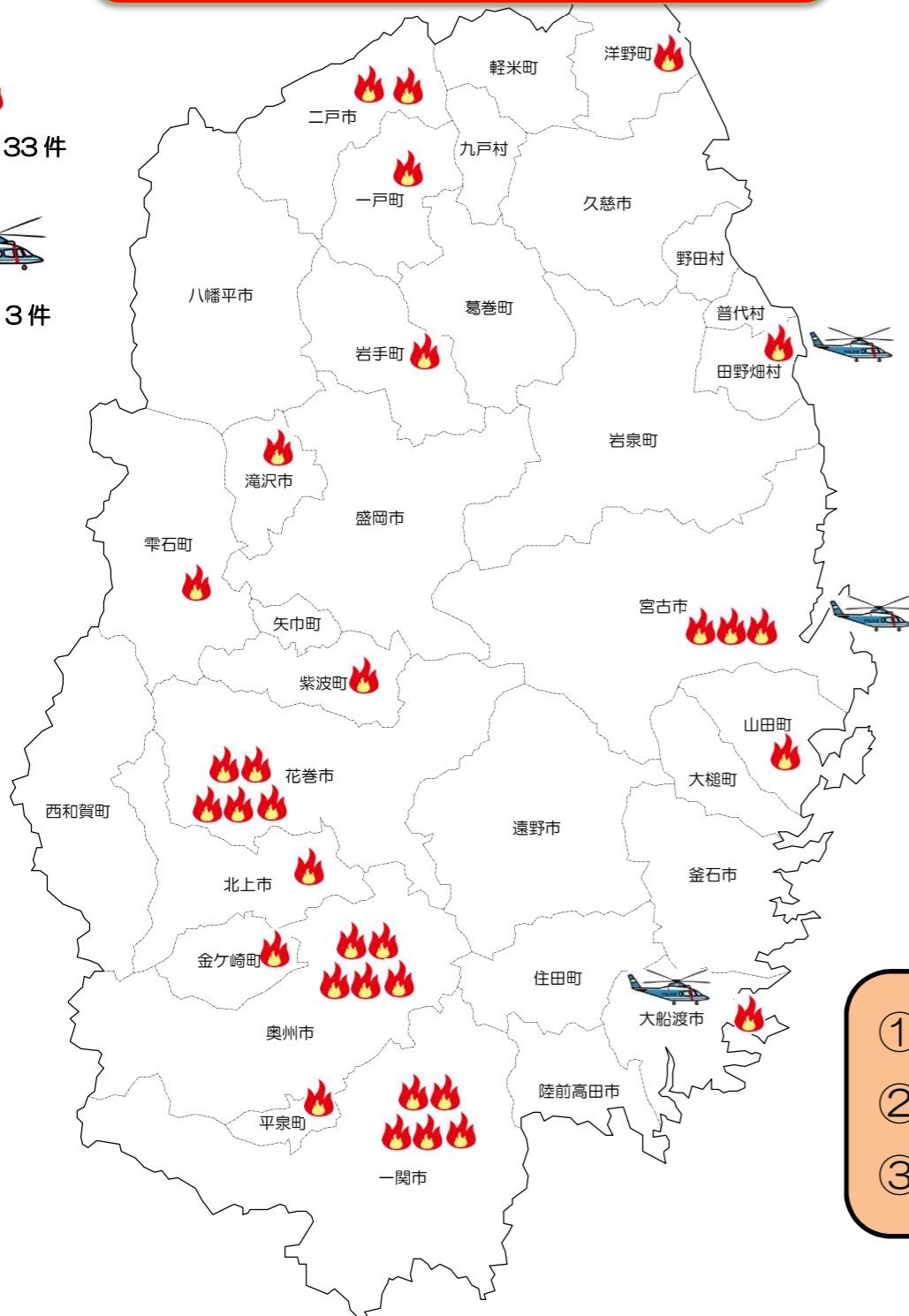
◎令和6年に山火事が発生した市町村
発生件数：33件（前年比5件増）
被害面積：199.65ha（前年比195.56ha増）

◎令和6年まで、3年以上連続して
山火事が発生していない市町村

林野火災 33件



ヘリ消火 3件



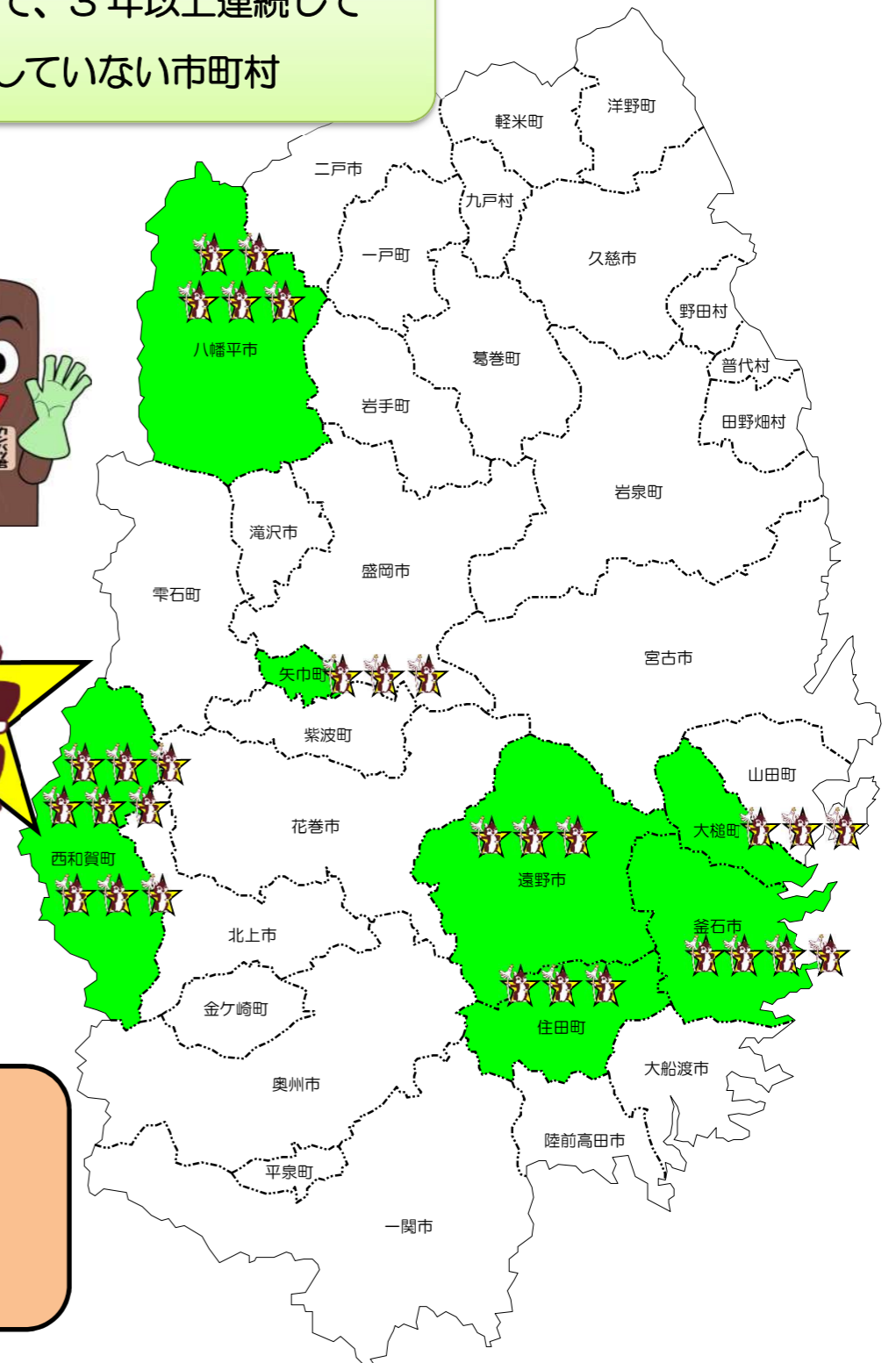
リスの数は、山火事が発生して
いない年数だよ。

ボクの数が増えるよう、
山火事防止3原則を守ろう



山火事防止3原則

- ① 強風、乾燥時は野外で火を使わない
- ② 森林の近くで野焼き(たき火)をしない
- ③ たばこの吸殻は投げ捨てない



野焼き・火入れに注意!!

～ ふるさとの 山を守ろう 火の手から ～

- ・令和6年は33件の山火事が発生し、約6割が3～5月に集中していました。
- ・令和6年は野焼き・火入れを原因とする山火事が約7割を占めていました。
- ・大切な森林を山火事から守るために、野外での火の取り扱いには十分注意しましょう。

【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可が必要!**

火入れ許可の対象(森林法第21条)。

- ◆造林のための地ごしらえ・開墾準備のため
- ◆害虫駆除・焼畑・牧草の改良のため

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、**原則禁止!** (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

例外として

- ◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ◆たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

市町村等の条例により、行為前に消防署への「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要

◎令和6年に山火事が発生した市町村
発生件数：33件(前年比5件増)
被害面積：199.65ha(前年比195.56ha増)



令和6年4月に宮古市で発生した山火事